



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫

ANNIVERSARY

80th

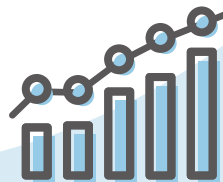


since 1945



MITO SHINKIN BANK | REPORT 2025

資料編



もっと「みとしん」を知っていただくために

CONTENTS

【財務データ】

財務諸表

(1) 貸借対照表	2
(2) 損益計算書	3
(3) 剰余金処分計算書	3

経営指標

(4) 主な経営指標の推移	6
(5) 業務粗利益及び業務粗利益率	6
(6) 業務純益及びコア業務純益	6
(7) 預貸率	7
(8) 預証率	7
(9) 総資産利益率	7
(10) 資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回	7
(11) 総資金利鞘	7
(12) 職員1人あたりの預金積金・貸出金残高	7
(13) 1店舗あたりの預金積金・貸出金残高	7

損益

(14) 受取利息・支払利息の増減	8
(15) 経費の内訳	8
(16) 報酬体系	8

預金積金

(17) 預金積金科目別内訳	9
(18) 預金者別内訳	9
(19) 預金積金会員・会員外別内訳	9

貸出金

(20) 貸出金科目別内訳	10
(21) 貸出金固定金利・変動金利別内訳	10
(22) 貸出金業種別内訳	10
(23) 貸出金担保別内訳	11

(24) 貸出金使途別内訳	11
(25) 貸出金会員・会員外別内訳	11
(26) 消費者ローン・住宅ローン残高	11
(27) 貸倒引当金残高	11
(28) 貸出金償却額	11

不良債権

(29) 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	12
---------------------------	----

有価証券

(30) 有価証券科目別内訳	13
(31) 公共債引受額	13
(32) 公共債窓販実績	13
(33) 有価証券の残存期間別残高	13
(34) 商品有価証券の種類別内訳	13
(35) 有価証券の時価情報	14

その他

(36) 金銭の信託の時価情報	15
(37) 第102条第1項第5号に掲げる取引	15
(38) 代理貸付残高の状況	15
(39) 債務保証見返額担保別内訳	15
(40) 退職給付会計	16

連結情報

(41) 子会社等の概況	17
--------------	----

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項	18
定量的な開示事項(単体)	20
定量的な開示事項(連結)	31

主要な事業の内容

1. 預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等		
2. 貸出業務	(1) 貸付	手形貸付、証書貸付、当座貸越	
	(2) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形等の割引	
3. 有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資		
4. 内国為替業務	送金為替、当座振込、代金取立等		
5. 外国為替取次業務	輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務		
6. 附帯業務	(1) 代理業務	①日本銀行歳入代理店	
		②地方公共団体の公金取扱業務	
		③信金中央金庫・日本政策金融公庫等の代理貸付業務	
		④株式払込金の受入代理業務、株式配当金の支払代理業務	
		⑤信託代理店業務	
	(2) 保護預りおよび貸金庫業務	(3) 有価証券の貸付	(4) 債務の保証
	(5) 公共債の引受	(6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売	(7) 振替業
	(8) 両替	(9) 金融等デリバティブ取引	
	(10) 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)		
	(11) 共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)		
(12) 地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託業務			
(13) 当せん金付証券の販売事務業務	(14) スポーツ振興くじの払戻し業務		
(15) 企業等からの合併・買収および営業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導			
(16) 企業等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導			
(17) 電子債権記録業に係る業務			
(18) 高齢者居住支援センターから委託を受けて行う債務保証の受付・事務			
(19) 確定拠出年金法により行う業務	(20) 企業等の事務受託業務		

ディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)等に基づき作成しております。

財務諸表

〔1〕貸借対照表

●資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
現金	9,904	9,969
預け金	390,703	375,254
買入金銭債権	11,766	10,219
金銭の信託	1,279	1,278
有価証券	343,518	292,790
国債	24,580	24,519
地方債	135,137	113,471
社債	87,427	73,216
株式	492	562
その他の証券	95,880	81,020
貸出金	476,488	486,314
割引手形	240	171
手形貸付	36,361	37,543
証書貸付	419,342	429,432
当座貸越	20,543	19,166
その他資産	9,510	9,286
未決済為替貸	295	150
信金中金出資金	6,700	6,700
未収収益	1,191	1,242
その他の資産	1,323	1,193
有形固定資産	14,101	13,836
建物	5,303	5,139
土地	7,802	7,802
リース資産	42	26
その他の有形固定資産	952	869
無形固定資産	1,943	1,852
ソフトウェア	1,694	1,604
その他の無形固定資産	248	248
前払年金費用	413	486
繰延税金資産	846	744
債務保証見返	289	341
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 13,272 △ 12,306	△ 14,009 △ 13,190
資産の部合計	1,247,494	1,188,365

●負債及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
預金積金	1,189,636	1,146,073
当座預金	8,734	9,229
普通預金	558,523	563,478
貯蓄預金	1,922	1,861
通知預金	2,388	2,901
定期預金	600,863	550,007
定期積金	12,177	11,309
その他の預金	5,025	7,284
借入金	7,379	6,290
借入金	7,379	6,290
債券貸借取引受入担保金	17,765	11,841
その他負債	2,142	2,157
未決済為替借	633	363
未払費用	867	1,153
給付補てん備金	3	3
前受収益	266	284
払戻未済持分	70	74
リース債務	45	28
資産除去債務	114	116
その他の負債	140	133
役員退職慰労引当金	21	—
睡眠預金払戻損失引当金	45	40
保証協会偶発損失引当金	143	208
子会社等支援損失引当金	147	113
債務保証	289	341
負債の部合計	1,217,570	1,167,065
出資金	11,616	11,602
普通出資金	6,866	6,852
優先出資金	4,750	4,750
資本剰余金	4,750	4,750
資本準備金	4,750	4,750
利益剰余金	23,998	24,951
利益準備金	5,607	5,787
その他利益剰余金	18,390	19,163
特別積立金	15,730	17,330
当期末処分剰余金	2,660	1,833
処分未済持分	—	△ 47
会員勘定合計	40,364	41,255
その他有価証券評価差額金	△ 10,441	△ 19,956
評価・換算差額等合計	△ 10,441	△ 19,956
純資産の部合計	29,923	21,299
負債及び純資産の部合計	1,247,494	1,188,365

〔2〕損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	15,643,653	17,138,071
資金運用収益	11,816,889	14,403,983
貸出金利息	8,539,132	8,919,419
預け金利息	997,261	1,496,245
有価証券利息配当金	2,075,972	3,782,327
その他の受入利息	204,523	205,991
役務取引等収益	1,380,601	1,612,307
受入為替手数料	468,544	513,093
その他の役務収益	912,057	1,099,213
その他業務収益	404,126	142,297
国債等債券売却益	279,350	74,174
その他の業務収益	124,776	68,123
その他経常収益	2,042,036	979,482
償却債権取立益	196,547	205,586
株式等売却益	1,785,440	717,204
金銭の信託運用益	20,626	21,897
その他の経常収益	39,421	34,793
経常費用	13,783,767	15,901,081
資金調達費用	214,868	761,152
預金利息	89,661	649,748
給付補てん備金繰入額	3,172	3,131
借入金利息	120,936	107,804
債券貸借取引支払利息	1,098	467
役務取引等費用	1,356,895	1,414,524
支払為替手数料	43,999	45,383
その他の役務費用	1,312,896	1,369,140
その他業務費用	1,261,749	2,215,081
国債等債券売却損	1,226,410	2,152,820
国債等債券償却	29,999	59,999
その他の業務費用	5,339	2,261
経費	9,852,342	9,949,487
人件費	5,947,618	6,010,321
物件費	3,588,526	3,622,736
税金	316,198	316,429
その他経常費用	1,097,910	1,560,834
貸倒引当金繰入額	408,701	1,139,314
貸出金償却	412,771	60,555
株式等売却損	56,930	37,424
株式等償却	—	3,172
金銭の信託運用損	5,249	5,249
その他資産償却	61,484	67,900
その他の経常費用	152,773	247,218
経常利益	1,859,885	1,236,989

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
特別利益	18,833	1,532
固定資産処分益	17,418	413
その他の特別利益	1,415	1,118
特別損失	71,678	1,775
固定資産処分損	68,837	1,775
減損損失	2,841	—
税引前当期純利益	1,807,040	1,236,746
法人税、住民税及び事業税	22,377	26,165
法人税等調整額	3,002	102,875
法人税等合計	25,380	129,040
当期純利益	1,781,660	1,107,705
繰越金(当期首残高)	878,880	725,986
当期末処分剰余金	2,660,541	1,833,691

〔3〕剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	2,660,541	1,833,691
剰余金処分額	1,934,555	120,000
利益準備金	180,000	120,000
普通出資に対する配当金 (配当率)	69,055 (年1.0%)	—
優先出資に対する配当金 (配当率)	85,500 (年0.9%)	—
特別積立金	1,600,000	—
繰越金(当期末残高)	725,986	1,713,691

(注)優先出資に対する配当率0.9%は発行価額(95億円)に対する割合です。
貸借対照表上の優先出資金(47億5千万円)に対する割合としては1.8%となります。

令和6年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月30日

水戸信用金庫
理事長

飯村 次男

注記事項

1. 貸借対照表 注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価法)を主として移動平均法により算定、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	1年～47年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、在庫内における利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利率より割引した金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,952百万円であります。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によるものであります。なお、数理計算上の差異の発生時の職員平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により、それぞれ発生する当事業年度から損益処理しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - ①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
 - ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分)

0.8567%

 - ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金163百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されたため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
 10. 保証協会借付損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 11. 子会社等支援損失引当金は、子会社等の支援に係る損失に備えるため、子会社等の財政状態を勘案して損失負担見積額を計上しております。
 12. 役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
 13. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
 14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	14,009百万円
-------	-----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の経営破綻に陥る可能性」であります。「債務者区分の判定における貸出先の経営破綻に陥る可能性」は、各債務者の将来キャッシュ・フローや財務状況、資金繰り、収益能力等を基本とした再建の見通しを個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 22百万円
 16. 子会社等の株式又は出資金の総額 50百万円
 17. 子会社等に対する金銭債権総額 3,704百万円
 18. 子会社等に対する金銭債務総額 862百万円
 19. 有形固定資産の減価償却累計額 23,112百万円
 20. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第

2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質借借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,339百万円
危険債権額	19,494百万円
三月以上延滞債権額	5百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	24,839百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は171百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	15,490百万円
	預け金	30,500百万円
	借入金	6,290百万円

担保資産に対応する債務

上記のほか、為替決済、その他収納事務等の取引の担保として、現金1百万円、預け金10,458百万円を差し入れております。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は4,822百万円であります。

25. 出資1口当たりの純資産額 1,734円 14銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、及び経営支援部により行われ、また、定期的に経営陣による統合リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合リスク管理委員会において決定された方針等に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間等を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、行われております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、リスク統括部を通じ、理事会及び統合リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」のうち市場性預金、「買入金債権」、「有価証券」、「貸出金」のうち市場性貸出金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間3ヵ月(約60営業日)、信頼区間99.0%、観測期間5年(約1,200営業日))により算出しており、令和7年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で9,475百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常は考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達(ランス)の調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算出においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません(注2参照)。また、現金、債券貸借取引受入担保金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金 (*1)	375,254	367,549	△7,705
(2)買入金銭債権 (*2)	10,208	8,536	△1,672
(3)有価証券	292,579	288,876	△3,703
満期保有目的の債券	75,250	71,546	△3,703
その他有価証券 (*3)	217,329	217,329	—
(4)貸出金 (*1)	486,314		
貸倒引当金 (*2)	△13,853		
	472,461	476,311	3,849
金融資産計	1,150,504	1,141,273	△9,231
(1)預金積金 (*1)	1,146,073	1,146,157	83
(2)借入金 (*1)	6,290	6,596	305
金融負債計	1,152,364	1,152,753	388

- (*) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接控除しております。
- (*) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格によっております。また、提示された価格のない買入金銭債権については、帳簿価額から信用リスク相当額を控除した金額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自庫保証券付私簿債は、当該債券から生じるキャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた金額から貸倒引当金を控除した額を時価とみなしております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、28. から 30. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利(TIBOR + SWAP金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	50
非上場株式 (*1)	151
組合出資金 (*2)	9
合計	211

(*) 1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(*) 2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	9,545	9,581	36
	小計	9,545	9,581	36
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	14,669	13,442	△1,226
	地方債	31,315	30,049	△1,266
	社債	19,719	18,472	△1,247
	小計	65,704	61,965	△3,739
合計		75,250	71,546	△3,703

その他有価証券

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	360	93	267
	債券	5,238	5,237	0
	地方債	3,916	3,915	0
	社債	1,322	1,321	0
	その他	16,838	14,148	2,689
	小計	22,437	19,480	2,957
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	130,718	145,848	△15,130
	国債	9,850	11,955	△2,105
	地方債	68,693	77,176	△8,483
	社債	52,174	56,716	△4,541
	その他	64,173	71,804	△7,631
	外国証券	42,503	48,399	△5,896
	その他	21,669	23,404	△1,735
	小計	194,891	217,653	△22,761
合計		217,329	237,133	△19,804

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	24,956	74	2,109
国債	1,219	—	79
地方債	10,445	74	921
社債	13,291	—	1,108
その他	3,601	717	62
合計	28,558	791	2,171

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、63百万円(社債59百万円、非上場株式3百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末における時価が取得価額から50%以上下落している場合は著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、発行会社の信用リスク(外部格付、自己資本状況、過去の株価動向および業績推移等)より判断しております。

31. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,278	1,430	△152	0	△152

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

32. 有担保の消費貸借契約により貸付している有価証券が、「国債」に合計24,223百万円含まれております。

33. 当担保契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約束する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、111,418百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものも34,376百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,560 百万円
有価証券償却損金不算入額	96 百万円
減価償却損金算入限度超過額	101 百万円
未払費用損金不算入額	144 百万円
繰越欠損金	9,326 百万円
その他有価証券評価差額金	5,647 百万円
その他	362 百万円
繰延税金資産小計	21,240 百万円
評価性引当額	△20,341 百万円
繰延税金資産合計	899 百万円
繰延税金負債	
貸倒引当金戻入益金不算入額	8 百万円
資産除去費用	9 百万円
前払年金費用	136 百万円
繰延税金負債合計	155 百万円
繰延税金資産の純額	744 百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は3百万円増加し、法人税等調整額は3百万円増加しております。

2. 損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 49,765千円
子会社との取引による費用総額 155,659千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 160円27銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 「その他の経常収益」は、子会社等支援損失引当金戻入34,035千円及び睡眠預金雑益繰入758千円であります。
- 「その他の経常費用」には、保証協会偶発損失引当金繰入224,190千円、睡眠預金払戻損失引当金繰入13,119千円、所有不動産減価償却1,907千円、農業信用基金協会負担金8,000千円が含まれております。
- 「その他の特別利益」は、保証協会損失補償金回収額1,118千円であります。

経営指標

〔4〕主な経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益 (百万円)	16,463	15,559	14,657	15,643	17,138
経常利益 (百万円)	1,306	1,114	2,255	1,859	1,236
当期純利益 (百万円)	1,085	1,088	2,136	1,781	1,107
預金積金残高 (百万円)	1,169,521	1,177,138	1,188,291	1,189,636	1,146,073
貸出金残高 (百万円)	458,179	458,544	459,556	476,488	486,314
有価証券残高 (百万円)	398,336	393,578	374,935	343,518	292,790
純資産額 (百万円)	40,601	37,791	29,060	29,923	21,299
総資産額 (百万円)	1,314,123	1,324,931	1,241,132	1,247,494	1,188,365
単体自己資本比率 (%)	8.74	8.58	8.56	8.83	9.45
出資総額 (百万円)	11,454	11,558	11,634	11,616	11,602
普通出資 (百万円)	6,704	6,808	6,884	6,866	6,852
優先出資 (百万円)	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750
出資総口数					
普通出資 (千口)	6,704	6,808	6,884	6,866	6,852
優先出資 (千口)	950	950	950	950	950
出資1口あたり配当金					
普通出資 (円)	10	10	10	10	—
優先出資 (円)	90	90	90	90	—
会員数 (人)	108,177	110,589	112,159	113,220	113,602
役員数 (人)	13	14	14	13	14
うち常勤役員数 (人)	9	10	10	9	10
職員数 (人)	942	898	837	826	854

〔5〕業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	11,602	13,642
資金運用収益	11,816	14,403
資金調達費用	214	761
役務取引等収支	23	197
役務取引等収益	1,380	1,612
役務取引等費用	1,356	1,414
その他業務収支	△ 857	△ 2,072
その他業務収益	404	142
その他業務費用	1,261	2,215
業務粗利益	10,768	11,768
業務粗利益率	0.86	0.95

- 解説
- 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和5年度0百万円、令和6年度0百万円)を控除して表示しております。
 - 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100
 - 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔6〕業務純益及びコア業務純益

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	1,022	1,965
実質業務純益	916	1,819
コア業務純益	1,893	3,957
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	3,394	3,804

- 解説
- 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 - 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 - コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

〔 7 〕 預貸率

(単位: %)

	令和5年度	令和6年度
預貸率 (期中平残)	38.28	40.11
預貸率 (末残)	40.05	42.43

解説 1. 預貸率 = 貸出金残高 ÷ (預金積金残高 + 譲渡性預金残高) × 100 ※ 譲渡性預金はございません。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔 8 〕 預証率

(単位: %)

	令和5年度	令和6年度
預証率 (期中平残)	31.06	29.18
預証率 (末残)	28.87	25.54

解説 1. 預証率 = 有価証券残高 ÷ (預金積金残高 + 譲渡性預金残高) × 100 ※ 譲渡性預金はございません。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔 9 〕 総資産利益率

(単位: %)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.14	0.09
総資産当期純利益率	0.14	0.08

解説 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 ÷ 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

〔 10 〕 資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位: 百万円、%)

	平均残高		利息		利回	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	1,245,437	1,232,398	11,816	14,403	0.94	1.16
うち貸出金	459,339	480,525	8,539	8,919	1.85	1.85
うち預け金	395,860	384,303	997	1,496	0.25	0.38
うち有価証券	372,701	349,522	2,075	3,782	0.55	1.08
資金調達勘定	1,221,805	1,206,985	214	761	0.01	0.06
うち預金積金	1,199,826	1,197,766	92	652	0.00	0.05
うち借入金	7,629	6,832	120	107	1.58	1.57

解説 1. 資金運用勘定は無利息預け金(令和5年度2,034百万円、令和6年度1,461百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度1,414百万円、令和6年度1,425百万円)および利息(令和5年度0百万円、令和6年度0百万円)をそれぞれ控除しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔 11 〕 総資金利鞘

(単位: %)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	0.94	1.16
資金調達原価率	0.82	0.88
総資金利鞘	0.12	0.28

解説 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

〔 12 〕 職員1人あたりの預金積金・貸出金残高

(単位: 百万円)

	令和5年度	令和6年度
預金積金	1,440	1,342
貸出金	576	569

〔 13 〕 1店舗あたりの預金積金・貸出金残高

(単位: 百万円)

	令和5年度	令和6年度
預金積金	18,024	17,364
貸出金	7,219	7,368

〔14〕受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△191,051	△538,222	△729,273	△122,358	2,709,452	2,587,094
うち貸出金	80,853	△117,005	△36,152	393,222	△12,935	380,287
うち預け金	125	466,129	466,254	△28,218	527,202	498,984
うち有価証券	△173,338	△982,347	△1,155,685	△120,514	1,826,868	1,706,354
支払利息	△4,436	△12,436	△16,872	△2,571	548,206	545,635
うち預金積金	269	△5,006	△4,737	△159	560,205	560,046
うち借入金	3,417	△15,867	△12,450	△12,576	△555	△13,131

解説 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按份しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

〔15〕経費の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
人件費	5,947	6,010
報酬給料手当	4,647	4,767
退職給付費用	592	528
その他	707	714
物件費	3,588	3,622
事務費	1,600	1,616
固定資産費	631	609
事業費	172	191
人事厚生費	63	83
減価償却費	947	948
その他	172	173
税金	316	316
合計	9,852	9,949

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	170

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」153百万円、「賞与」17百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号ならびに第3条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

〔16〕報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」で構成されております。なお、役員退職慰労金制度は廃止となり打ち切り支給となっております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

〔17〕預金積金科目別内訳

(単位:百万円、%)

期末残高	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	571,570	48.0	577,471	50.3
定期性預金	613,041	51.5	561,317	48.9
定期預金	600,863	50.5	550,007	47.9
うち固定金利定期預金	600,784	50.5	549,926	47.9
うち変動金利定期預金	74	0.0	77	0.0
うちその他	3	0.0	3	0.0
定期積金	12,177	1.0	11,309	0.9
その他	5,025	0.4	7,284	0.6
小計	1,189,636	100.0	1,146,073	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	1,189,636	100.0	1,146,073	100.0

平均残高	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	567,055	47.2	588,018	49.0
定期性預金	629,112	52.4	605,747	50.5
定期預金	616,556	51.3	594,051	49.5
うち固定金利定期預金	616,474	51.3	593,971	49.5
うち変動金利定期預金	77	0.0	76	0.0
うちその他	3	0.0	3	0.0
定期積金	12,556	1.0	11,695	0.9
その他	3,657	0.3	4,000	0.3
小計	1,199,826	100.0	1,197,766	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	1,199,826	100.0	1,197,766	100.0

- 解説
1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

〔18〕預金者別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	954,032	80.1	941,601	82.1
一般法人	194,849	16.3	189,752	16.5
金融機関	854	0.0	3,280	0.2
公金	39,898	3.3	11,438	0.9
合計	1,189,636	100.0	1,146,073	100.0

〔19〕預金積金会員・会員外別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	470,186	39.5	469,000	40.9
会員外	719,449	60.4	677,073	59.0
合計	1,189,636	100.0	1,146,073	100.0

貸出金

〔20〕貸出金科目別内訳

(単位:百万円、%)

期末残高	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	240	0.0	171	0.0
手形貸付	36,361	7.6	37,543	7.7
証書貸付	419,342	88.0	429,432	88.3
当座貸越	20,543	4.3	19,166	3.9
合計	476,488	100.0	486,314	100.0

平均残高	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	209	0.0	228	0.0
手形貸付	33,884	7.3	36,149	7.5
証書貸付	403,660	87.8	424,609	88.3
当座貸越	21,586	4.6	19,537	4.0
合計	459,339	100.0	480,525	100.0

解説 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

〔21〕貸出金固定金利・変動金利別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利	235,767	49.4	242,550	49.8
変動金利	240,721	50.5	243,764	50.1
合計	476,488	100.0	486,314	100.0

〔22〕貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	18,408	3.8	18,574	3.8
農業、林業	5,041	1.0	5,348	1.0
漁業	156	0.0	152	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	247	0.0	236	0.0
建設業	53,485	11.2	53,076	10.9
電気・ガス・熱供給・水道業	4,045	0.8	3,791	0.7
情報通信業	763	0.1	866	0.1
運輸業、郵便業	13,634	2.8	13,319	2.7
卸売業、小売業	37,621	7.8	39,539	8.1
金融業、保険業	11,878	2.4	12,212	2.5
不動産業	54,021	11.3	57,001	11.7
物品賃貸業	6,450	1.3	7,227	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	4,941	1.0	5,240	1.0
宿泊業	17,143	3.5	16,817	3.4
飲食業	10,457	2.1	10,532	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	10,833	2.2	10,608	2.1
教育、学習支援業	3,428	0.7	3,432	0.7
医療、福祉	29,890	6.2	29,158	5.9
その他のサービス	16,573	3.4	17,762	3.6
小計	299,023	62.7	304,898	62.6
地方公共団体	65,592	13.7	66,925	13.7
個人	111,873	23.4	114,490	23.5
合計	476,488	100.0	486,314	100.0

解説 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

〔23〕貸出金担保別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	2,275	0.4	2,177	0.4
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	96,136	20.1	96,463	19.8
その他	1,014	0.2	384	0.0
小計	99,426	20.8	99,025	20.3
信用保証協会・信用保険	128,653	27.0	136,405	28.0
保証	123,295	25.8	122,308	25.1
信用	125,112	26.2	128,575	26.4
合計	476,488	100.0	486,314	100.0

〔24〕貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	205,157	43.0	212,232	43.6
運転資金	271,330	56.9	274,082	56.3
合計	476,488	100.0	486,314	100.0

〔25〕貸出金会員・会員外別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	389,887	81.8	397,912	81.8
会員外	86,600	18.1	88,401	18.1
合計	476,488	100.0	486,314	100.0

〔26〕消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
消費者ローン	32,678	34,376
住宅ローン	91,203	93,840

〔27〕貸倒引当金残高

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	期中増減額	残高	期中増減額
一般貸倒引当金	965	△106	819	△146
個別貸倒引当金	12,306	△566	13,190	883
合計	13,272	△673	14,009	737

〔28〕貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	412	60

〔29〕信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

(単位：百万円、%)

	令和5年度						令和6年度					
	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	3,787	3,787	2,532	1,255	100.0	100.0	5,339	5,339	3,351	1,987	100.0	100.0
危険債権	20,796	15,284	8,919	6,365	73.4	53.5	19,494	14,992	8,474	6,518	76.9	59.1
要管理債権	65	60	58	2	92.8	31.8	5	4	4	0	70.2	1.7
三月以上延滞債権	65	60	58	2	92.8	31.8	5	4	4	0	70.2	1.7
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計 (A)	24,649	19,133	11,510	7,622	77.6	58.0	24,839	20,335	11,830	8,505	81.8	65.3
正常債権 (B)	456,454	/	/	/	/	/	467,003	/	/	/	/	/
総与信残高(A)+(B)	481,104	/	/	/	/	/	491,843	/	/	/	/	/

- 解説**
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 - 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 - 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 - 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 - 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 - 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

〔 30 〕有価証券科目別内訳

(単位:百万円、%)

期末残高	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	24,580	7.1	24,519	8.3
地方債	135,137	39.3	113,471	38.7
短期社債	—	—	—	—
社債	87,427	25.4	73,216	25.0
株式	492	0.1	562	0.1
外国証券	52,814	15.3	42,503	14.5
その他の証券	43,066	12.5	38,517	13.1
合計	343,518	100.0	292,790	100.0

平均残高	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	23,471	6.2	28,028	8.0
地方債	140,008	37.5	136,857	39.1
短期社債	—	—	—	—
社債	105,666	28.3	89,910	25.7
株式	322	0.0	299	0.0
外国証券	58,251	15.6	54,411	15.5
その他の証券	44,982	12.0	40,015	11.4
合計	372,701	100.0	349,522	100.0

〔 31 〕公共債引受額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
国債	—	—
地方債	100	100
政府保証債	—	—
合計	100	100

〔 32 〕公共債窓販実績

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
国債	1,451	2,191
地方債	—	—

〔 33 〕有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

令和5年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	2,040	—	—	488	5,480	16,571	—	24,580
地方債	14,900	30,470	16,935	15,409	16,282	41,139	—	135,137
社債	8,094	16,539	17,627	12,548	12,054	20,563	—	87,427
株式	—	—	—	—	—	—	492	492
外国証券	3,988	4,392	792	995	1,463	16,880	24,301	52,814
その他の証券	1,614	2,524	9,510	3,752	4,062	1,667	19,933	43,066

令和6年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	1,406	7,411	15,701	—	24,519
地方債	21,142	16,089	15,351	12,993	14,814	33,079	—	113,471
社債	8,814	16,113	12,592	8,913	7,332	19,450	—	73,216
株式	—	—	—	—	—	—	562	562
外国証券	2,296	2,074	289	1,435	951	15,610	19,845	42,503
その他の証券	765	4,345	8,419	2,124	4,163	1,604	17,093	38,517

〔 34 〕商品有価証券の種類別内訳

該当ありません

〔 35 〕有価証券の時価情報

●売買目的有価証券 該当ありません

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	4,319	4,344	25	—	—	—
	地方債	28,408	29,012	604	9,545	9,581	36
	社債	1,647	1,662	15	—	—	—
	小計	34,375	35,019	644	9,545	9,581	36
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	6,180	5,971	△208	14,669	13,442	△ 1,226
	地方債	8,580	8,384	△196	31,315	30,049	△ 1,266
	社債	12,286	12,175	△110	19,719	18,472	△ 1,247
	小計	27,047	26,532	△515	65,704	61,965	△ 3,739
合計		61,422	61,552	129	75,250	71,546	△ 3,703

解説 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	287	93	193	360	93	267
	債券	43,842	43,470	372	5,238	5,237	0
	国債	2,040	2,014	25	—	—	—
	地方債	36,539	36,214	325	3,916	3,915	0
	社債	5,262	5,241	20	1,322	1,321	0
	その他	33,080	29,183	3,896	16,838	14,148	2,689
小計	77,209	72,747	4,462	22,437	19,480	2,957	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	141,880	150,883	△9,002	130,718	145,848	△ 15,130
	国債	12,040	13,244	△1,204	9,850	11,955	△ 2,105
	地方債	61,608	66,481	△4,872	68,693	77,176	△ 8,483
	社債	68,231	71,156	△2,925	52,174	56,716	△ 4,541
	その他	62,756	68,518	△5,761	64,173	71,804	△ 7,631
小計	204,636	219,401	△14,764	194,891	217,653	△ 22,761	
合計	281,846	292,149	△10,302	217,329	237,133	△ 19,804	

解説 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	50	50
関連法人等株式	—	—
非上場株式	155	151
組合出資金	44	9
合計	249	211

〔 36 〕 金銭の信託の時価情報

- 運用目的の金銭の信託 該当ありません
- 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません

● その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	0	0	0	0	0	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,279	1,418	△138	1,278	1,430	△152
合計	1,279	1,418	△138	1,278	1,430	△152

解説 「貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

〔 37 〕 第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引

- 金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引
該当ありません

〔 38 〕 代理貸付残高の状況

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
信金中央金庫	215	187
日本政策金融公庫	45	38
住宅金融支援機構	3,622	3,107
福祉医療機構	24	20
中小企業基盤整備機構	81	66
合計	3,990	3,419

〔 39 〕 債務保証見返額担保別内訳

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	1	0.0	2	0.0
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	240	5.7	207	4.0
その他	7	0.1	6	0.1
小計	249	5.9	215	4.1
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	—	—	—	—
信用	3,956	94.0	4,948	95.8
合計	4,206	100.0	5,164	100.0

〔40〕退職給付会計

●採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度を設けるとともに、確定拠出制度として企業型の確定拠出年金制度を設けております。また、職員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。なお、厚生年金基金は総合設立型の厚生年金基金制度です。

●退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度
退職給付債務	A	2,593	2,432
年金資産	B	3,286	3,152
前払年金費用	C	△413	△486
未認識過去勤務費用	D	—	—
未認識数理計算上の差異	E	△279	△233
その他(会計基準変更時差異の未処理額)	F	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)		—	—

解説 1. 厚生年金の代行部分は含めておりません。
2. 数理計算上の差異については翌期から10年の定率法により損益処理しております。

●退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度
勤務費用	A	631	630
利息費用	B	14	21
期待運用収益	C	△59	△65
過去勤務費用の費用処理額	D	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	E	5	△57
会計基準変更時差異の費用処理額	F	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	G	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)		592	528

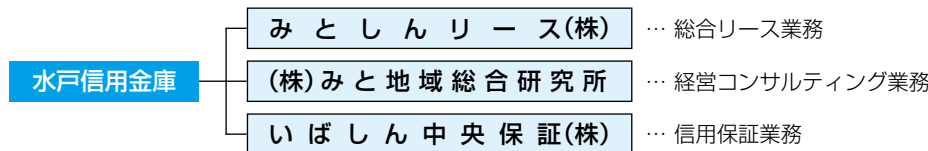
●退職給付債務の計算の基礎に関する事項

	令和5年度	令和6年度
割引率	0.850%	1.556%
長期期待運用収益率	2.000%	2.000%
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	給付算定式基準
過去勤務費用の額の処理年数	5年	5年
数理計算上の差異の処理年数	10年	10年
会計基準変更時差異の処理年数	—	—

〔 41 〕子会社等の概況

水戸信用金庫グループは、当金庫、子会社 1 社、子法人等 2 社で構成され、信用金庫業務を中心に、リース業務などの金融サービスを提供しております。

●水戸信用金庫グループ系統図



●子会社等の概要

(令和7年3月31日現在)

名 称	所在地	資本金	主な業務内容	設立年月日	当金庫の議決権比率	子会社等の議決権比率
みとしんリース(株)	水戸市大工町 1-2-3	50百万円	総合リース業務	平成2年 5月30日	100%	0%
(株)みと地域総合研究所	水戸市大工町 1-2-3	10百万円	経営コンサルティング業務	平成16年 12月1日	10%	0%
いばしん中央保証(株)	水戸市大工町 1-2-3	10百万円	信用保証業務	平成10年 10月8日	28.57%	14.28%

当金庫では、子会社は水戸信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。なお、定性的な開示事項については 18 ページに、定量的な開示事項については、31 ページに開示しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と、連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点等

当金庫においてはみとしんリース（株）を連結自己資本比率告示上の連結対象としております。

なお、グループ内における資金および自己資本の移動に係る制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：6,852百万円
非累積的永久優先出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,500百万円

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

4. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識に立ち、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」および「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理基準」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、「信用格付制度」に基づく自己査定を随時実施しており、また貸出金等について、信用VaRの計測を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理委員会を通じて統合リスク管理委員会と協議・検討を行い、必要に応じて、理事会において経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」、「貸倒償却および貸倒引当金等の計上に関する規程」および「償却および引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒引当率を基に算定する方法と、個別債務者ごとに引当金を見積る方法を併用し、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング（S&P）

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当いたします。当金庫では融資の取り上げに際し、事業計画、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置づけと認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しておりますが、与信審査の結果によっては担保または保証が必要な場合もあり、その場合にはお客さまに対し十分な説明を行うとともにご理解いただいたうえでご契約いただく等、適切な取り扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、また保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。また、その手続きについては、当金庫が定める「事務取扱要領」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲内で、預金相殺を用いる場合があります。その際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証としてしんさん保証基金、住宅金融支援機構等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の

リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場価格等の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しております。なお、派生商品取引の期末時点の取引残高はありません。以上により当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスク双方

とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化業務の役割としては投資業務のみであり、オリジネーター業務は行っておりません。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資については証券化商品を含めた有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「市場関連リスク管理基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・

アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとの

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング (S&P)

8. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測につきましては、標準的計測手法を採用することとし、態勢を整備しております。

またこれらのリスクに関しましては、統合リスク管理委員会等、各種委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において経営陣に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する

手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資その他これに類する

エクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認

識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握しております。また、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当部署へ報告するとともに、ストレステスト等複合的なリスクの分析を行い、定期的に常務会および統合リスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」および「市場関連リスク管理基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを行うとともに、その状況については適宜経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しております。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を図る態勢としております。

具体的には、当金庫が保有する有価証券・預け金・買入金銭債権および預貸金(貸出金・定期性預金・流動性預金)に対する金利リスクについて、経営に与える影響の重大性を認識し適切なコントロールを図ることを基本方針として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク (Δ EVE) や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度 (Δ NII) を月次で測定し、市場関連リスク管理委員会で協議しております。さらに統合リスク管理委員会において報告・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII は以下の前提に基づいて算定しております。

普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金を流動性預金と定義し、預金の過去データから預金残高の滞留・流出過程をモデル化したものにより、流動性預金において高確率で滞留する金額を計測しております。また、市場金利に対する追随率を計測し、預金の金利改定割合についても考慮しております。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は5.991年、最長の金利改定満期は10年となっております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、実績データをもとに標準的手法で算出しております。

複数の通貨の集計方法については、全通貨を対象として通貨別に算出した金利リスクの正值のみを合算しております。なお、通貨間の相関は考慮しておりません。

算定の前提となる割引金利及びキャッシュフローについてスプレッドは考慮しておりません。

コア預金や固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合は、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼす可能性があります。

〔 1 〕 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 5年度	令和 6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	40,210	41,255
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,366	16,352
うち、利益剰余金の額	23,998	24,951
うち、外部流出予定額(△)	154	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	△ 47
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,015	887
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,015	887
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	41,225	42,142
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,406	1,341
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,406	1,341
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	415	189
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	299	352
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	2,122	1,883
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	39,103	40,259
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	419,183	404,518
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,244	21,323
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	442,427	425,842
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.83%	9.45%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

〔2〕自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	419,183	16,767	404,518	16,180
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	373,388	14,935	356,287	14,251
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	66	2	55	2
我が国の政府関係機関向け	6,697	267	5,928	237
地方三公社向け	53	2	92	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	80,322	3,212	84,243	3,369
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	2,680	107
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	115,310	4,612	85,209	3,408
中小企業等向け及び個人向け	100,972	4,038	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	55,706	2,228
トランザクター向け	—	—	1,411	56
抵当権付住宅ローン	4,772	190	—	—
不動産取得等事業向け	26,328	1,053	—	—
不動産関連向け	—	—	74,787	2,991
自己居住用不動産等向け	—	—	35,150	1,406
賃貸用不動産向け	—	—	12,448	497
事業用不動産関連向け	—	—	27,189	1,087
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等	1,442	57	—	—
延滞等向け	—	—	13,922	556
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	1,344	53
取立未済手形	59	2	30	1
信用保証協会等による保証付	4,613	184	4,336	173
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	381	15	—	—
出資等のエクスポージャー	381	15	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	342	13
上記以外	32,367	1,294	30,288	1,211
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,502	460	11,328	453
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,703	108	3,000	120
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—

		令和5年度		令和6年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
	上記以外のエクスポージャー	60	2	15,958	638
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC 要件適用分	—	—	—	—
	非 STC 要件適用分	—	—	—	—
	短期 STC 要件適用分			—	—
	不良債権証券化適用分			—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
	再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		45,794	1,831	48,230	1,929
	ルック・スルー方式	45,794	1,831	48,230	1,929
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引				—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を 8% で除して得た額(簡便法)		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
□ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額		23,244	929	21,323	852
	BI			14,215	
	BIC			1,705	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+□)		442,427	17,697	425,842	17,033

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等× 4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)× 4%

〔 3 〕 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引		三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
	国内	1,170,488	1,164,191	476,777	517,602	251,889	221,514	-	-	2,326
国外	31,700	27,200	-	-	31,700	27,200	-	-	-	-
地域別合計	1,202,188	1,191,391	476,777	517,602	283,589	248,714	-	-	2,326	24,830
製造業	25,300	24,816	18,415	18,735	6,702	5,899	-	-	289	1,032
農業、林業	5,041	5,431	5,041	5,431	-	-	-	-	70	231
漁業	156	155	156	155	-	-	-	-	2	2
鉱業、採石業、 砂利採取業	247	236	247	236	-	-	-	-	-	-
建設業	55,364	55,943	53,492	53,603	500	500	-	-	540	2,109
電気・ガス・熱 供給・水道業	4,745	3,997	4,045	3,797	700	200	-	-	-	-
情報通信業	1,495	1,602	763	871	700	700	-	-	0	42
運輸業、郵便業	15,084	14,300	13,634	13,370	1,199	500	-	-	33	350
卸売業、小売業	39,640	41,967	37,642	39,900	1,300	1,300	-	-	306	1,698
金融業、保険業	427,161	436,562	11,878	36,508	31,300	29,000	-	-	-	35
不動産業	56,756	58,117	54,210	57,227	500	500	-	-	42	7,576
物品賃貸業	8,913	9,134	6,450	7,232	2,400	1,800	-	-	-	1,913
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,944	5,317	4,943	5,289	-	-	-	-	20	273
宿泊業	17,143	16,824	17,143	16,824	-	-	-	-	417	3,551
飲食業	10,458	10,608	10,458	10,608	-	-	-	-	89	609
生活関連サービス業、 娯楽業	11,707	21,237	10,845	20,575	800	600	-	-	172	2,703
教育、学習支援業	3,447	3,534	3,447	3,534	-	-	-	-	13	43
医療、福祉	30,190	29,630	29,890	29,230	-	-	-	-	45	373
その他のサービス	20,995	9,142	16,573	6,456	3,702	1,801	-	-	106	195
国・地方公共団体等	323,246	294,802	65,592	67,539	233,784	205,912	-	-	-	-
個人	111,907	118,890	111,880	118,871	-	-	-	-	175	2,087
その他	28,243	29,136	24	1,602	-	-	-	-	1	0
業種別合計	1,202,188	1,191,391	476,777	517,602	283,589	248,714	-	-	2,326	24,830
1年以下	428,074	238,933	315,443	107,434	14,419	19,242	-	-	-	-
1年超3年以下	252,458	189,422	55,963	41,816	23,243	8,748	-	-	-	-
3年超5年以下	109,300	115,190	35,483	34,994	9,759	7,785	-	-	-	-
5年超7年以下	45,298	73,419	25,186	54,219	14,201	18,067	-	-	-	-
7年超10年以下	58,029	110,132	21,019	81,904	31,010	20,127	-	-	-	-
10年超	246,746	406,903	20,691	195,961	190,955	174,741	-	-	-	-
期間の定め のないもの	62,281	57,389	2,991	1,271	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	1,202,188	1,191,391	476,777	517,602	283,589	248,714	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	1,072	965	—	1,072	965
	令和6年度	965	819	—	965	819
個別貸倒引当金	令和5年度	12,872	12,306	1,082	11,790	12,306
	令和6年度	12,306	13,190	401	11,904	13,190
合計	令和5年度	13,945	13,272	1,082	12,863	13,272
	令和6年度	13,272	14,009	401	12,870	14,009

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	835	164	△670	△12	164	152	—	1
農業、林業	73	73	0	41	73	114	397	—
漁業	1	1	△0	△0	1	1	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,551	1,528	△23	△123	1,528	1,405	1	—
電気・ガス・熱供給・ 水道業	8	—	△8	—	—	—	—	—
情報通信業	1	3	2	△2	3	1	—	—
運輸業、郵便業	21	28	6	48	28	77	—	—
卸売業、小売業	1,134	1,200	66	△30	1,200	1,169	14	—
金融業、保険業	1	1	△0	△0	1	1	—	—
不動産業	1,645	1,837	191	569	1,837	2,407	—	32
物品賃貸業	1,457	1,429	△27	△9	1,429	1,419	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	106	25	△81	△1	25	23	—	—
宿泊業	4,792	4,805	12	40	4,805	4,846	—	—
飲食業	99	84	△15	15	84	100	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業	640	636	△4	382	636	1,018	—	22
教育、学習支援業	1	7	5	0	7	8	—	—
医療、福祉	222	225	2	△12	225	212	—	—
その他のサービス 国・地方公共団体等	26	26	△0	△5	26	21	—	—
個人	103	80	△23	△17	80	62	0	3
合計	12,728	12,162	△565	882	12,162	13,045	412	60

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	9,967	—	9,967	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,443	540	51,443	540	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,952	—	188,952	—	—	0%
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,008	—	1,008	—	55	6%
我が国の政府関係機関向け	59,825	—	59,825	—	5,928	10%
地方三公社向け	463	—	463	—	92	20%
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	393,348	24,223	388,365	24,223	84,243	20%
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	11,100	—	11,100	—	2,680	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向け を含む）	111,598	8,836	108,497	531	85,209	78%
特定貸付債権向け	804	—	804	—	804	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	89,623	54,494	86,880	5,089	55,706	61%
トランザクター向け	—	43,941	—	3,985	1,411	35%
不動産関連向け	128,756	31	128,078	31	74,787	58%
自己居住用不動産等向け	91,127	—	90,839	—	35,150	39%
賃貸用不動産向け	13,942	—	13,856	—	12,448	90%
事業用不動産関連向け	23,686	31	23,381	31	27,189	116%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産 等向けを除く。）	10,815	89	10,784	9	13,922	129%
自己居住用不動産等向けエクス ポージャーに係る延滞	1,748	—	1,748	—	1,344	77%
取立未済手形	150	—	150	—	30	20%
信用保証協会等による保証付	75,264	67	75,264	6	4,336	6%
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	342	—	342	—	342	100%
合計					325,999	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%
	令和 6 年度										
現金	9,967	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,983	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,952	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	448	559	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	542	59,282	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	463	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け	11,631	—	—	360,576	—	40,361	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—	6,500	—	4,600	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	11,299	—	—	—	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	17,834	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	1,527	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	38,719	2,090	6,202	53	194	46	3,886	89
自己居住用不動産等向け	—	—	—	38,719	2,090	5,397	53	—	46	3,886	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	804	—	194	—	—	89
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等 向けを除く。)	—	—	—	122	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	178	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	150	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	31,907	43,363	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	295,435	103,205	—	429,344	2,090	46,563	53	194	46	3,886	89

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）										
	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%
	令和6年度										
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	7,539	-	-	-	-	-	-	73,390	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,457	11,000	-	-	-	-	60,574	-	-	-	-
トランザクター向け	2,457	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	1,689	23,921	173	971	30	19,168	1,495	-	-	1,361	229
自己居住用不動産等向け	-	23,921	-	-	30	16,482	210	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	1,689	-	173	971	-	-	1,284	-	-	-	229
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	2,686	-	-	-	1,361	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等 向けを除く。）	-	2,041	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	523	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,147	45,027	173	971	30	19,168	62,069	-	73,390	1,361	229

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度									
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,967
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,983
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	188,952
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,008
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59,825
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	463
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19	-	-	-	-	-	-	-	-	412,589
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,100
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	16,797	-	-	-	-	-	-	-	-	109,028
特定貸付債権向け	804	-	-	-	-	-	-	-	-	804
中堅中小企業等向け及び個人向け	102	-	-	-	-	-	-	-	-	91,969
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,985
不動産関連向け	-	7,001	12,207	-	219	8,358	-	-	-	128,109
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90,839
賃貸用不動産向け	-	7,001	-	-	-	1,419	-	-	-	13,856
事業用不動産関連向け	-	-	12,207	-	219	6,938	-	-	-	23,413
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等 向けを除く。)	133	-	-	-	-	8,495	-	-	-	10,793
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	1,047	-	-	-	-	-	-	-	-	1,748
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,271
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	342	-	-	342
合計	18,100	7,001	12,207	-	219	16,853	342	-	-	1,142,204

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	305,385
10%	3,500	110,681
20%	35,419	380,084
35%	—	13,735
50%	88,751	9,921
75%	—	81,602
100%	1,700	166,572
150%	—	715
250%	—	4,118
1,250%	—	—
その他	—	—
合計	129,371	1,072,817

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	855,681	41,612	63.597	876,933
40% ~ 70%	71,201	28,663	10.000	73,494
75%	63,777	8,331	12.950	62,069
80%	—	—	—	—
85%	75,767	537	10.380	73,390
90% ~ 100%	19,965	4,241	11.090	19,691
105% ~ 130%	19,542	—	—	19,428
150%	17,029	74	27.130	16,853
250%	342	—	—	342
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,123,309	83,461	37.090	1,142,204

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

〔4〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		2,269	2,156	82,328	85,179	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔5〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔 6 〕証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません
- ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません

〔 7 〕出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	638	638	630	630
非上場株式等	205	205	201	201
合計	843	843	832	832

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
売却益	1,774	717
売却損	52	18
償却	—	3

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

八. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で
認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
評価損益	297	290

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない
評価損益の額

該当ありません

〔 8 〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	66,918	59,668
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	—	—

〔 9 〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1 : 金利リスク

項 番		イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE				Δ NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	13,705	19,281	163	698				
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—				
3	スティープ化	12,242	15,813						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	13,705	19,281	163	698				
		ホ				へ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	40,259				39,103			

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定量的な開示事項」の項目に記載しております。

〔1〕自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	40,375	40,974
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,366	16,352
うち、利益剰余金の額	24,201	24,707
うち、外部流出予定額(△)	155	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 37	△ 85
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,015	887
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,015	887
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	41,390	41,861
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,412	1,345
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,412	1,345
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	415	189
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	299	352
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	2,127	1,886
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	39,263	39,974
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	419,014	403,967
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,154	21,252
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	442,168	425,220
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	8.87%	9.40%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

〔 2 〕 その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率
規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません

〔 3 〕 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	419,014	16,760	403,967	16,158
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー	373,219	14,928	355,737	14,229
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	66	2	55	2
我が国の政府関係機関向け	6,697	267	5,928	237
地方三公社向け	53	2	92	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	80,322	3,212	84,243	3,369
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			2,680	107
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	112,437	4,497	81,290	3,251
中小企業等向け及び個人向け	100,972	4,038		
中堅中小企業等向け及び個人向け			55,706	2,228
トランザクター向け			1,411	56
抵当権付住宅ローン	4,772	190		
不動産取得等事業向け	26,328	1,053		
不動産関連向け			74,787	2,991
自己居住用不動産等向け			35,150	1,406
賃貸用不動産向け			12,448	497
事業用不動産関連向け			27,189	1,087
その他不動産関連向け			—	—
ADC 向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
三月以上延滞等	1,442	57		
延滞等向け			13,922	556
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,344	53
取立未済手形	59	2	30	1
信用保証協会等による保証付	4,613	184	4,336	173
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	332	13		
出資等のエクスポージャー	332	13		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			293	11

		令和5年度		令和6年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
I	上記以外	35,120	1,404	33,705	1,348
	重要な出資のエクスポージャー			—	—
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,478	459	11,371	454
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,708	108	3,004	120
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
	上記以外のエクスポージャー	60	2	19,330	773
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—	
証券化	STC 要件適用分	—	—	—	—
	非 STC 要件適用分	—	—		
	短期 STC 要件適用分			—	—
	不良債権証券化適用分			—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
	再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	45,794	1,831	48,230	1,929	
ルック・スルー方式	45,794	1,831	48,230	1,929	
マンドート方式	—	—	—	—	
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—	
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—	
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—	
④未決済取引			—	—	
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	
⑥CVA リスク相当額を 8% で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—	
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	
□ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	23,154	926	21,252	850	
BI			14,168		
BIC			1,700		
八、連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+□)	442,168	17,686	425,220	17,008	

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

〔 4 〕 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位: 百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引		三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
	国内	1,171,245	1,164,814	474,809	514,902	251,889	221,514	-	-	2,326
国外	31,700	27,200	-	-	31,700	27,200	-	-	-	-
地域別合計	1,202,945	1,192,014	474,809	514,902	283,589	248,714	-	-	2,326	24,830
製造業	25,300	24,816	18,415	18,735	6,702	5,899	-	-	289	1,032
農業、林業	5,041	5,431	5,041	5,431	-	-	-	-	70	231
漁業	156	155	156	155	-	-	-	-	2	2
鉱業、採石業、 砂利採取業	247	236	247	236	-	-	-	-	-	-
建設業	55,364	55,943	53,492	53,603	500	500	-	-	540	2,109
電気・ガス・熱 供給・水道業	4,745	3,997	4,045	3,797	700	200	-	-	-	-
情報通信業	1,495	1,602	763	871	700	700	-	-	0	42
運輸業、郵便業	15,084	14,300	13,634	13,370	1,199	500	-	-	33	350
卸売業、小売業	39,640	41,967	37,642	39,900	1,300	1,300	-	-	306	1,698
金融業、保険業	427,161	436,562	11,878	36,508	31,300	29,000	-	-	-	35
不動産業	57,784	59,122	55,239	58,231	500	500	-	-	42	7,576
物品賃貸業	5,916	5,429	3,454	3,527	2,400	1,800	-	-	-	1,913
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,944	5,317	4,943	5,289	-	-	-	-	20	273
宿泊業	17,143	16,824	17,143	16,824	-	-	-	-	417	3,551
飲食業	10,458	10,608	10,458	10,608	-	-	-	-	89	609
生活関連サービス業、 娯楽業	11,707	21,237	10,845	20,575	800	600	-	-	172	2,703
教育、学習支援業	3,447	3,534	3,447	3,534	-	-	-	-	13	43
医療、福祉	30,190	29,630	29,890	29,230	-	-	-	-	45	373
その他のサービス	20,995	9,142	16,573	6,456	3,702	1,801	-	-	106	195
国・地方公共団体等	323,246	294,802	65,592	67,539	233,784	205,912	-	-	-	-
個人	111,907	118,890	111,880	118,871	-	-	-	-	175	2,087
その他	30,968	32,460	24	1,602	-	-	-	-	1	0
業種別合計	1,202,945	1,192,014	474,809	514,902	283,589	248,714	-	-	2,326	24,830
1年以下	428,339	239,260	315,708	107,760	14,419	19,242	-	-	-	-
1年超3年以下	252,089	188,927	55,594	41,322	23,243	8,748	-	-	-	-
3年超5年以下	108,302	114,477	34,485	34,281	9,759	7,785	-	-	-	-
5年超7年以下	44,980	72,529	24,868	53,329	14,201	18,067	-	-	-	-
7年超10年以下	58,029	109,202	21,019	80,974	31,010	20,127	-	-	-	-
10年超	246,196	406,903	20,141	195,961	190,955	174,741	-	-	-	-
期間の定め のないもの	65,006	60,713	2,991	1,271	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	1,202,945	1,192,014	474,809	514,902	283,589	248,714	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	1,072	965	—	1,072	965
	令和6年度	965	819	—	965	819
個別貸倒引当金	令和5年度	13,793	13,211	1,082	12,711	13,211
	令和6年度	13,211	14,409	401	12,809	14,409
合計	令和5年度	14,866	14,176	1,082	13,784	14,176
	令和6年度	14,176	15,228	401	13,774	15,228

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	841	167	△ 674	△ 13	167	154	—	1
農業、林業	73	73	0	41	73	115	397	—
漁業	1	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,552	1,529	△ 22	△ 124	1,529	1,405	1	—
電気・ガス・熱供給・ 水道業	8	—	△ 8	1	—	1	—	—
情報通信業	1	3	2	△ 2	3	1	—	—
運輸業、郵便業	22	29	7	49	29	78	—	—
卸売業、小売業	1,137	1,204	66	△ 24	1,204	1,179	14	—
金融業、保険業	1	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
不動産業	2,399	2,590	190	863	2,590	3,454	—	32
物品賃貸業	1,458	1,430	△ 28	△ 10	1,430	1,420	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	106	25	△ 81	△ 1	25	23	—	—
宿泊業	4,792	4,805	12	40	4,805	4,846	—	—
飲食業	103	84	△ 18	15	84	100	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業	784	773	△ 11	396	773	1,169	—	22
教育、学習支援業	1	7	5	0	7	8	—	—
医療、福祉	225	226	1	△ 12	226	214	—	—
その他のサービス	27	27	0	△ 5	27	21	—	—
国・地方公共団体等	0	—	△ 0	—	—	—	—	—
個人	107	83	△ 23	△ 17	83	66	0	3
合計	13,648	13,066	△ 581	1,197	13,066	14,264	412	60

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後			リスク・ウェ イトの加重平 均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和 6 年度					
現金	9,967	—	9,967	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,443	540	51,443	540	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,952	—	188,952	—	—	0%
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,008	—	1,008	—	55	6%
我が国の政府関係機関向け	59,825	—	59,825	—	5,928	10%
地方三公社向け	463	—	463	—	92	20%
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	393,348	24,223	388,365	24,223	84,243	20%
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	11,100	—	11,100	—	2,680	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向け を含む)	107,678	5,580	104,577	531	81,290	77%
特定貸付債権向け	804	—	804	—	804	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	89,623	52,927	86,880	5,089	55,706	61%
トランザクター向け	—	43,941	—	3,985	1,411	35%
不動産関連向け	128,756	31	128,078	31	74,787	58%
自己居住用不動産等向け	91,127	—	90,839	—	35,150	39%
賃貸用不動産向け	13,942	—	13,856	—	12,448	90%
事業用不動産関連向け	23,686	31	23,381	31	27,189	116%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産 等向けを除く。)	10,815	89	10,784	9	13,922	129%
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	1,748	—	1,748	—	1,344	77%
取立未済手形	150	—	150	—	30	20%
信用保証協会等による保証付	75,264	67	75,264	6	4,336	6%
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	293	—	293	—	293	100%
合計					322,031	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	
	令和6年度											
現金	9,967	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,983	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	188,952	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	448	559	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	542	59,282	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	463	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,631	-	-	360,576	-	40,361	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	6,500	-	4,600	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	11,299	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	17,834	-	-	-	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,527	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	38,719	2,090	6,202	53	194	46	3,886	89	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	38,719	2,090	5,397	53	-	46	3,886	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	804	-	194	-	-	-	89
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等 向けを除く。)	-	-	-	122	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	178	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	31,907	43,363	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	295,435	103,205	-	429,344	2,090	46,563	53	194	46	3,886	89	-

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%
	令和6年度										
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	7,539	-	-	-	-	-	-	73,390	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,457	11,000	-	-	-	-	60,574	-	-	-	-
トランザクター向け	2,457	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	1,689	23,921	173	971	30	19,168	1,495	-	-	1,361	229
自己居住用不動産等向け	-	23,921	-	-	30	16,482	210	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	1,689	-	173	971	-	-	1,284	-	-	-	229
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	2,686	-	-	-	1,361	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等 向けを除く。)	-	2,041	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	523	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,147	45,027	173	971	30	19,168	62,069	-	73,390	1,361	229

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度									
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,967
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,983
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	188,952
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,008
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59,825
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	463
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19	-	-	-	-	-	-	-	-	412,589
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,100
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	12,878	-	-	-	-	-	-	-	-	105,108
特定貸付債権向け	804	-	-	-	-	-	-	-	-	804
中堅中小企業等向け及び個人向け	102	-	-	-	-	-	-	-	-	91,969
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,985
不動産関連向け	-	7,001	12,207	-	219	8,358	-	-	-	128,109
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90,839
賃貸用不動産向け	-	7,001	-	-	-	1,419	-	-	-	13,856
事業用不動産関連向け	-	-	12,207	-	219	6,938	-	-	-	23,413
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等 向けを除く。)	133	-	-	-	-	8,495	-	-	-	10,793
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	1,047	-	-	-	-	-	-	-	-	1,748
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,271
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	293	-	-	293
合計	14,181	7,001	12,207	-	219	16,853	293	-	-	1,138,236

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	305,385
10%	3,500	110,681
20%	35,419	380,084
35%	—	13,735
50%	88,751	9,921
75%	—	81,602
100%	1,700	167,326
150%	—	715
250%	—	4,120
1,250%	—	—
その他	—	—
合計	129,371	1,073,573

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位: 百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	855,682	41,612	63.597	876,933
40% ~ 70%	71,201	28,663	10.000	73,494
75%	63,777	8,331	12.950	62,069
80%	—	—	—	—
85%	75,767	537	10.380	73,390
90% ~ 100%	16,045	4,241	11.090	15,771
105% ~ 130%	19,542	—	—	19,428
150%	17,029	74	27.130	16,853
250%	293	—	—	293
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,119,340	83,461	37.090	1,138,236

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実算する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことです。

〔5〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,269	2,156	82,328	85,179	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔6〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当ありません

〔7〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項) 該当ありません

ロ. 連結グループが投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項) 該当ありません

〔 8 〕出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	638	638	630	630
非上場株式等	156	156	152	152
合計	794	794	783	783

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	1,774	717
売却損	52	18
償却	—	3

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	297	290

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

〔 9 〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	66,918	59,668
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

〔 10 〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク									
項 番		イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE		Δ NII		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	13,516	19,127	158	689				
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—				
3	スティープ化	12,133	15,717						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	13,516	19,127	158	689				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	39,974		39,263					

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

MITO SHINKIN BANK | REPORT 2025



水戸信用金庫イメージキャラクター
みと信ちゃん



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫



ディスクロージャー誌は
当金庫HPからも
ご覧いただけます。